

イギリスにおけるソーシャルワークの担い手に求められる役割
ー長期間のケアを要する人びとへの支援施策の動向からー

久保 美由紀

会津大学短期大学部研究紀要 第79号抜刷

2022年3月

イギリスにおけるソーシャルワークの担い手に求められる役割

—長期間のケアを要する人びとへの支援施策の動向から—

久保 美由紀 *

【要旨】イギリスにおけるケア、特に長期間のケアを要する人びとに対する支援は、政府が管轄するNHS（National Health Service）が提供する保健医療サービスと自治体が担当する社会福祉サービスといった大きく2本の柱を軸に提供されている。2019年1月に10年後を見据えたNHSの「長期プラン」が出され、医療関連サービスを受けている人が最適なケアの場で、かつ適切な時期に、より多くの選択肢の中からよりよい支援、包括的なケアを受けることが出来るようにすることでケアを必要とする人びとの生活の向上を目指す取り組みの方向性が示された。

イギリスと日本では医療、社会福祉サービスの提供体制そのものは異なるものの、ケアを必要とする人びとへ包括的にケアサービスを提供するシステムを構築しようとする動きは共通するものである。本稿では、包括的なケア体制構築に携わる人材、特に多様化、複雑化する今日の日本の生活課題に対応することが求められているソーシャルワークの担い手に求められる機能や役割について、イギリスのソーシャルワークに関わる組織・団体が示す資料から示唆を得ていくことを試みた。

本稿では示されている基準をその文化的背景や状況を踏まえて読み解くまでに至らず、紹介的になってしまっていることは否めないものの、日本におけるソーシャルワークの担い手の養成や研修プログラムに従来欠けていたであろう「一般の人びとも共通理解」できる役割・機能の内容を踏まえていく必要性について指摘した。

* 会津大学短期大学部幼児教育学科准教授

はじめに

イギリスにおけるケア、特に長期間のケアを要する人びとに対する支援は、政府が管轄する NHS (National Health Service) が提供する保健医療サービスと自治体が担当する社会福祉サービスといった大きく 2 本の柱を軸に提供されている。実際のサービス提供は、NHS や自治体が直接提供するものではなく、非営利の民間団体によって各種のサービス提供等が行われる体制が整えられている。このうち NHS によるサービスは予防からリハビリテーションまでを含む保健医療サービスであり、全国民を対象とした税を財源として運営されている一方、ケアを要する人びとへの支援提供は、多くの場合が NHS による保健医療サービスを入口としていることから、NHS によるサービスと社会福祉サービスとの線引きが曖昧な状況にあると指摘されてきた (植村・柳田 2006 : 37) ¹⁾。

このようななか、2019 年 1 月に 10 年後を見据えた NHS の「長期プラン」が示された。このプランが示された背景には、予算削減といった財政的な課題への対応の側面がありつつも、医療関連サービスを受けている人が最適なケアの場で、かつ適切な時期に、より多くの選択肢の中からよりよい支援、包括的なケアを受けることが出来るようにし、ケアを必要とする人びとの生活の向上を目指す取り組みでもあるとされている (白瀬 2020 : 101) ²⁾。イギリスと日本では医療、社会福祉サービスの提供体制そのものは異なるものの、ケアを必要とする人びとへ包括的にケアサービスを提供するシステムを構築しようとする動きは共通するものである。本稿では、包括的なケア体制構築に携わる人材、とくに多様化、複雑化する今日の日本の生活課題に対応することが求められているソーシャルワークの担い手に求められる機能や役割について、イギリスのソーシャルワークに関わる組織・団体が示す資料から示唆を得ていきたい。

1 ソーシャルワークイングランド (The British Association of Social Work and Social Worker) が示す基準

ソーシャルワーカーの登録や法的位置づけを規定する役割を担うソーシャルワークイングランドでは、2012 年から 2015 年にかけてソーシャルワーク資格取得教育プログラムの見直し作業が行われている。そこでは、ソーシャルワーク教育等を終えた人びとがどのような知識を身につけ、実践において活用できなければいけないかの基準を示している。また、ここで示される基準は、ソーシャルワーカーとしての登録を継続するうえで保持していかなければならない基準としても機能するものとされている。なお基準は必要に応じて変更されており、2020 年 4 月に最終更新されている「ソーシャルワーク専門職としての基準」は以下のようなものである ³⁾。

専門職としての基準

1. 権利

1) 法律を知る

安全に実践するためには、すべてのソーシャルワーカーは自分の仕事に関連する法的枠組み、人びとの権利を保護し推進する義務を知り、またそれを遵守することが不可欠である。

2) アドボカシー

ソーシャルワーカーは人びとに代わり擁護者として行動し、彼らが望むことを発言しサービスにアクセスすることを支援することができる。

3) プライバシー

ソーシャルワーカーは、個人または他者に危害を加えるリスクがある場合や法定制限がある場合

を除き、私生活に対する個人の権利、思考等のプライバシーに対する人びとの権利を尊重し、その権利に従い実践をする。

4) 守秘義務

ソーシャルワーカーは、サービスを利用している人びとについての記録や保存する情報、データに対していつ機密性が適用されるのかを理解している。個人情報や慎重に扱い、特定の状況においては法律に従い、所定の情報のみを開示するようにする。

2. 人びととの協働

1) 家族、コミュニティそして人との関係の内にいる人びと

ソーシャルワーカーは、人びとの間にある関係の重要性を理解し、関係のある人びとと協力し実践していく。

2) ソーシャルワーカーの役割を理解する

ソーシャルワーカーが人びとの生活において役立つ方法、言葉で人びとに理解してもらえるように十分な情報提供を行うことが重要である。

3) 文化、アイデンティティ、価値観

文化等の重要性を理解し、協働する人びと、家族、コミュニティについて可能な限り理解することはソーシャルワーカーの責任である。

4) 倫理

ソーシャルワークにおける倫理とは、ソーシャルワーカーがもつ専門的な責任と価値観により職場内外でどのような行動をするかについて意味する。

5) 社会正義

ソーシャルワーカーは、人びとや家族、コミュニティに影響を与える様々な抑圧や不利益について理解をしている。情報やサービス、様々な機会にアクセスできるように努力し、また民族的、文化的な多様性と価値の違いを尊重する。

3. コミュニケーション

ソーシャルワーカーは人びととのコミュニケーションの方法を年齢、障害、経験、文化、信条等により工夫していく。また、テクノロジーを使用したコミュニケーションツールの有効性を検討する必要もあり、コミュニケーションを支援するための新しいテクノロジー、その適切な使用方法について精通していることが重要である。

4. 危機、ネグレクト、虐待への対応

疑わしい危機、ネグレクト、虐待に注意を向け調査する責任がソーシャルワーカーにはある。これらのリスクが特定された場合は、緊急に対処する実践に協力する。なお危機等への対応はすべて法律の範囲内で行わなければならない。

5. 継続的な専門能力の開発

1) 継続的な専門能力の開発

ソーシャルワーカーがよりよい実践をしていくためには、継続的な専門能力を開発していく学習を行わなければならない。

2) スーパービジョンと振り返り

ソーシャルワーカーが自身の価値観や判断を検討することをサポートする方法としてスーパービジョンと振り返りを行う。

6. 健康と仕事の質

1) 健康

ソーシャルワーカーの仕事や実践の適性に影響を与えるような問題がある場合は、雇用主、ソーシャルワークイングランドに申告する責任がある。

7. 専門職としての誠実さ

1) 率直であること

ソーシャルワーカーはうまく行かないときも、課題がある時も人びとに対してオープンで正直であることが必要である。そうでない場合、ソーシャルワークの専門職として人びとからの信頼を失う可能性がある。

2) 利益相反

潜在的に、または実際の関わりの中でソーシャルワーカー、その親族、友人に利益をもたらせる可能性がある場合は、ソーシャルワーカーによる支援を行わないようにする。

3) 専門的な関係

ソーシャルワーカーは、人びとと明確で専門的な関係を維持する必要がある。

4) 贈り物、金銭、もてなし

一部の人びとはソーシャルワーカーに善意で贈り物等をしたと思うかもしれない。しかしながら、ソーシャルワーカーが贈り物等を受け入れることの潜在的な影響に常に注意するとともに、このような贈り物等については同僚に対して明確に説明する必要がある。

5) 同僚との協力

ソーシャルワーカーは他のソーシャルワーカーや他職種の同僚と敬意をもった専門的な関係を確立し、それを維持する必要がある。また他の専門職や学際的なチームで協働する場合は、より重要である。

8. 意思決定

1) 意思決定

公平な意思決定を行うために根拠に基づいたアプローチを活用することがソーシャルワーク実践では不可欠である。ソーシャルワーカーは、偏見なしに人びとの話を聞き、アセスメントやソーシャルワークの理論、モデル、研究などを基にした根拠を活用し、専門職としての判断を行う。

2) 記録の保存

正確で明確な、かつ客観的で最新の状況を記録することはソーシャルワークの重要な部分である。担当するソーシャルワーカーが変わった場合に継続的に支援を提供することに寄与できるようにする。

9. 技術

1) 情報通信技術

情報通信技術はソーシャルワーク実践の基本的な部分を担うようになってきている。ソーシャルワーカーはテクノロジーに関する能力をもつことが期待されている。

2) ソーシャルメディア

ソーシャルワーカーは、自分自身に関する情報をソーシャルメディアに投稿することに注意が必要である。

10. 懸念事項の報告

1) 懸念事項の報告

ソーシャルワーカーが人びとに提供される支援に影響を与える可能性のある不正行為または以前

から行われていたような不適切な慣習に直面している場合などは、最も適切な手段で不正行為等を報告する必要がある。

以上、大きく 10 の項目にわたる具体的なものが示されている。またここで示されている「専門職としての基準」は、すべてのソーシャルワーカーが共通して理解しておく必要があるものであり、かつ一般の人びと、ソーシャルワークの経験のある人びと、ソーシャルワーカーの雇用者、教育者、その他の専門職などが協働する際にソーシャルワーカーに期待できる内容のことだとされている。つまり、ソーシャルワークの担い手自身が理解しているだけにとどまらず、いわば地域で生活するすべての人びとが共通理解している事項だということである。

2 イギリスソーシャルワーク協会 (Social Work England) が示す専門職の機能

ソーシャルワーク専門会員組織であるイギリスソーシャルワーカー協会は、2025 年を見据え「ソーシャルワークは、繁栄し、影響力があり、尊敬される」職業であり、「生活を改善し、全イギリスで人びとの権利を守ることになる」という新しい将来像を打ち出している⁴⁾。このような将来像を打ち出す基盤としてソーシャルワークにおける教育の習熟度の内容、その後の専門職としての実践していく際の習得していく内容などが 2018 年に出された「専門職機能の枠組み」⁵⁾によって示されている。

枠組みでは、まずソーシャルワークの目的、実践、効果を達成するためには①プロ意識、②価値と倫理、③多様性と平等、④権利、正義と経済的な健全性、⑤知識、⑥批判的考察と分析、⑦スキルと介入、⑧環境と組織、⑨専門性とリーダーシップといった項目での習得していかなければならない項目が示されている。さらにこれらの各項目で示されている内容を習得していくことにより、新たに資格を取得した新人ソーシャルワーカーからソーシャルワーカーへ、ソーシャルワーカーから経験豊富なソーシャルワーカーへ、さらに高度な役割を担えるソーシャルワーカーへ、そして目標達成に必須な取り組みを戦略的に実践できるソーシャルワーカーへと専門職としてステップアップしていくようにイメージが描かれている。

なお各レベルのソーシャルワーカー共通でしめされている目的、実践、効果を達成するために 9 つの項目で期待されているのは、以下のようなことである。

①プロ意識

能力開発に取り組んだ専門職としてのソーシャルワーカーの裏付けと自覚をもつこと

②価値と倫理

ソーシャルワークの倫理原則と価値に基づくソーシャルワーク実践であること

③多様性

実践において多様性を認識し、差別を禁止し誰もが抑圧されないという原則を適用すること

④権利、正義と経済の健全性

国内法、国際法、条約、政策で保障されている人権と平等を基本として実践を行う。また、判例法を自らの実践のために活用する、貧困、差別、抑圧の影響を理解して実践することの大切さを理解すること

⑤知識

社会科学、法律、ソーシャルワーク実践理論を活用すること

⑥批判的考察と分析

批判的考察をすること。分析の通知や専門的判断がどのような理論的根拠で行われたのかを伝えること

⑦介入と技術

判断力と権限を用い、個人または家族、コミュニティに介入し、それらが自立することを促したり、支援を行うことにより危害が出ることやネグレクト、虐待を防ぐこと

⑧環境と組織

変化する状況に応じた情報を得ながら実践を組み立てること。一人の専門家として、自らが所属する組織の一員として専門的価値観と倫理に基づき実践すること。ケアチームの一員として協働する人びとと情報共有し活用していくこと

⑨専門的リーダーシップ

専門的学習とスーパービジョン、評価、調査、教育、管理を通じた他者のスキルアップに向けた指導に対する義務、責任を担うこと

3 NHS の長期プランにある専門職のあり方

ソーシャルワークに特化しているものではないが、2019年1月に出された NHS 長期プランを実現していくうえでどのような役割が専門職に求められているのかについてもみていきたい。

NHS の長期プランで示されている方向性は、次のようである。

- 1) プライマリケアと地域看護・保健サービスを統合するといった「病院外ケア」の充実化
- 2) 緊急対応病院の負担の軽減
- 3) 健康に関する当事者の主導権を強化し、当事者自身が自らの健康と個別ケアを従来以上にコントロールすることができるようにする
- 4) GP へのオンラインでのアクセスができるなどデジタル化されたプライマリケアや外来診療を主流化とする
- 5) 地域の各種主体による健康維持・増進サービスなどと保健医療サービスを統合的に提供できる地域ケアシステムの構築による全住民の健康重視へ

今後に向けた方向性の下、直接・間接問わずケアに携わる人に求められる視点やスキル等にはどのようなものがあるのかは、NHS の長期計画に即し Health Education England などが協働し策定した「普遍的な個別ケア：包括的モデルの実現」をもとに白瀬（白瀬 2020：107-109）⁶⁾ が紹介している。ここで紹介されている個別ケアの構成要素をもとにみていくと以下のようなものである。

まず1つは「共同意思決定」ということである。これはケアを必要とする人自身が自分の利用可能な治療を含むケアやサポートの選択肢にどのようなものがあり、またそれらのケアやサポートの提供を受けることによるリスクや効果を理解すること。そのうえで、科学的な根拠や適切な情報、本人の好みをもとに自分に合ったケアやサポートを本人と支援者が共同意思決定していく取組みが必要だということである。本人自身とそこに携わるケアの専門職（ここでは主として医師が考えられている）が、共同意思決定をしていくための基本的な考え方、スキルをトレーニングしていくことが求められることになる。

2つ目には「個別ケアと支援計画」である。あくまでも個人にとって何が重要かに焦点を当て、また先を見越した個々の状況を踏まえた対話を基にして計画を作成することが求められるようになった。

ケアの専門職にはパーソン・センタード・ケアによる個人に焦点を当てた理解、個人を取り巻く環境、将来予測といった考え、スキルが必要とされる。加えて本人、家族等の支援者、多職種の専門職とのコミュニケーションスキルが不可欠となってくる。

次にあげられているのは「選択を可能にすること」であり、①個人のニーズにあったよりよい事業者やサービスの選択を可能にすること、②サービス利用に対する待機期間の短縮を可能にするシステムの構築、③アクセシビリティ、サービス選択等に寄与できるデジタル化されたサービス、システムを活用することの3つが含まれている。たとえば相談窓口等へのアクセスや情報収集、実際に利用するサービスの選択の手続き等においていずれも ICT 機器を活用した実践が想定されている。つまり、ケアに携わる専門職には ICT 機器を活用するスキルとともにリテラシーに関する知識、スキルも必要とされるといえる。

さらに「社会的処方とコミュニティを基盤とする支援」がある。社会的処方は「social prescribing」を日本語に訳したものであり、現状では多くの定義があるが2021年2月に出された『社会的処方白書』によれば、イギリス Social Prescribing Network による以下の説明を紹介している（一般財団法人オレンジクロス 2021：4）⁷⁾。

社会的処方とは一社会的・情緒的・実用的なニーズを持つ人々が、時にはボランティア・コミュニティセクターによって提供されるサービスを使いながら、自らの健康とウェルビーイングの改善につながる解決策を自ら見出すことを助けるため、家庭医や直接ケアに携わる保健医療専門職が、患者をリンクワーカー（link worker）に紹介できるようにする手段である。患者は、リンクワーカーとの面談を通じて、可能性を知り、個々に合う解決策をデザインする。すなわち自らの社会的処方をともに創り出していく。

以上のような説明からは、先の「共同意思決定」「個別ケアと支援計画」で示したようにパーソン・センタード・ケアの視点や支援を必要としている本人、家族支援者等をはじめ、ボランティア、料理教室、友人作り、スポーツなど既に地域で様々な活動をしている団体・組織といった人びととそして専門職とのコミュニケーションに関しての知識・スキルが求められているとみることができる。加えて、医師や看護師といった医療職から引き継ぎ、地域内での自立・自律を支える地域社会資源と個人をつなぐ役割としてリンクワーカーの存在が指摘されている。

おわりに

これまでにイギリスにおけるソーシャルワークの専門職、実践者として求められる基準について資料をもとにみてきた。本稿では示されている基準をその文化的背景や状況を踏まえて読み解くまでに至らず、紹介的になってしまっていることは否めない。そのため、ここでみてきた内容を日本におけるソーシャルワークの担い手の養成や研修プログラムに反映させることは今後の課題としたい。またその際に、日本におけるソーシャルワーク教育においてあまり語られることがない「一般の人びとも共通理解」できる役割・機能の内容を踏まえていく必要があるのではないかとの問題提起をしておきたい。

引用文献

- 1) 植村英晴・柳田正明 (2006) 「イギリスの介護施策と障害者施策」『海外社会保障研究』No.154.
- 2) 白瀬由美香 (2020) 「イギリスにおける『普遍的な個別ケア』構想：2019年NHS長期計画に基づく新たなサービスモデルの検討」『同志社政策科学研究』21巻2号.
- 3) <https://www.basw.co.uk/social-work-training/practice-educator-professional-standards-peps> 閲覧日 2021年6月20日.
- 4) <https://www.basw.co.uk/social-work-training/practice-educator-professional-standards-peps> 閲覧日 2021年6月20日.
- 5) <https://www.socialworkengland.org.uk/about/publications/the-social-workers-regulations-2018/> 閲覧日 2021年6月20日.
- 6) 白瀬 (2020)、前掲書.
- 7) 一般財団法人オレンジクロス (2021) 『社会的処方白書』.

参考文献

- 植村英晴・柳田正明 (2006) 「イギリスの介護施策と障害者施策」『海外社会保障研究』No.154、37-45頁.
- 白瀬由美香 (2012) 「イギリスにおける退院支援システムと医療・介護の連携」『社会政策』第3巻3号、68-77頁.
- 白瀬由美香 (2020) 「イギリスにおける『普遍的な個別ケア』構想：2019年NHS長期計画に基づく新たなサービスモデルの検討」『同志社政策科学研究』21巻2号、101-112頁.
- 白旗希実子・鈴木道子 (2014) 「イギリスにおける専門職の実践的合性 (Fitness to practice) 検討プロセス-The Health and Care Professions Council の実践より-」『産業教育学研究』第44巻第2号、9-17頁.
- 白旗希実子 (2016) 「イギリスにおけるソーシャルワーカーの継続的能力・職能開発に関する一考察」『産業教育学研究』第46巻第2号、19-26頁.